

千葉市職員を対象とした里親登録推進等の取組みについて

千葉市では、里親登録の推進や一時保護された子どもの一時保護委託先の確保等を目的に、新たに職員を対象とした取組みを行うこととしましたので、お知らせします。

1 経緯・趣旨

本市では国が示す目標に比べ、里親登録者数が少なく、更なる担い手の確保が必要となっている。また、虐待通告等により一時保護件数が増大している中、子どもの就学機会を保障するなど、地域での一時保護委託ができるような委託先が必要とされている。

そのような中、保育士、保健師、看護師、教員等の多様な職種がある本市職員は、その里親や一時保護委託先の担い手として期待できることから、本市職員がそれらの役割を担えるようサービス環境を整備する。

2 取組内容

区分	内 容
① 里親等の登録推進への取組み	里親または一時保護委託先として登録されるために必要な研修を受講する場合は、最大6日を限度に勤務時間中の受講を認める。
② 一時保護受託時の取組み	一時保護されている子どもを一時保護委託先として受託する場合は、最大5日を限度に休業を認める。

3 導入時期

令和元年10月1日（火）から

<参考>

里親登録件数の推移

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
里親登録者数	59組	65組	67組	75組	86組
要保護児童数合計 a(b+c+d)	174人	167人	167人	167人	176人
里親委託児童数 b	21人	25人	28人	39人	38人
ファミリーホーム児童数 c	12人	12人	11人	10人	15人
児童養護施設・乳児院 d	141人	130人	128人	118人	123人
里親等委託率 (b+c)/a	19.0%	22.2%	23.4%	29.3%	30.1%